

静岡県告示第507号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和31年静岡県告示第936号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月7日

静岡県知事 川勝平太

改正前		改正後																													
<p>(軽微な変更)</p> <p><b>第7条</b> 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1) 別表の3の項、5の項、9の項、11の項から13の項まで、16の項、18の項、19の項、23の項及び25の項の事業、26の項の採択基準の欄の(2)に掲げる事業並びに27の項から29の項まで、<u>31の項及び34の項</u>の事業にあつては、次に掲げる変更</p> <p><u>ア・イ</u> (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p>		<p>(軽微な変更)</p> <p><b>第7条</b> 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1) 別表の3の項、5の項、9の項、11の項から13の項まで、16の項、18の項、19の項、23の項及び25の項の事業、26の項の採択基準の欄の(2)に掲げる事業並びに27の項から29の項まで、<u>31の項、34の項及び36の項</u>の事業にあつては、次に掲げる変更</p> <p><u>ア 事業実施主体の変更</u></p> <p><u>イ・ウ</u> (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>別表の35の項の事業にあつては、次に掲げる変更</u></p> <p><u>ア 事業実施主体の変更</u></p> <p><u>イ 事業費の30パーセントを超える変更</u></p>																													
<p>別表 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">事業等</th> <th colspan="2">補助事業</th> </tr> <tr> <th>採択基準</th> <th>補助率(額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>農業基盤整備促進事業</td> <td>次のいずれかに該当するもの (1) 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5(農業基盤整備促進事業に係る運用)別表1の事業種類の欄</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		番号	事業等	補助事業		採択基準	補助率(額)	(略)				29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1) 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5(農業基盤整備促進事業に係る運用)別表1の事業種類の欄	(略)	<p>別表 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">事業等</th> <th colspan="2">補助事業</th> </tr> <tr> <th>採択基準</th> <th>補助率(額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>農業基盤整備促進事業</td> <td>次のいずれかに該当するもの (1) 農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号)別紙5(農業基盤整</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		番号	事業等	補助事業		採択基準	補助率(額)	(略)				29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1) 農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号)別紙5(農業基盤整	(略)
番号	事業等			補助事業																											
		採択基準	補助率(額)																												
(略)																															
29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1) 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5(農業基盤整備促進事業に係る運用)別表1の事業種類の欄	(略)																												
番号	事業等	補助事業																													
		採択基準	補助率(額)																												
(略)																															
29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1) 農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号)別紙5(農業基盤整	(略)																												

		に掲げる事業					
		(2)・(3) (略)				(2)・(3) (略)	
		(4) 農村地域防災減災事業実施要領要領別表1の事業区分2の(3)に掲げる農業水利施設危機管理対策事業のうち、同要領要領別紙16(農業水利施設危機管理対策事業に係る運用)の第2の3に掲げる事業内容に係るもの				(4) 農村地域防災減災事業実施要領要領別表1の事業区分2の(3)に掲げる農業水利施設危機管理対策事業のうち、同要領要領別紙16(農業水利施設危機管理対策事業に係る運用)第2の4に掲げる事業内容に係るもの	
(略)				(略)			
31	経営体育成促進換地等調整事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号)別紙2(実施計画等策定事業に係る運用)の第2の2に掲げる事業	(略)	31	経営体育成促進換地等調整事業	次のいずれかに該当するもの (1) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号)別紙2(実施計画等策定事業に係る運用)第	(略)

					<p>2の2に掲げる事業</p> <p>(2) 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙2（実施計画等策定事業に係る運用）第2の2に掲げる事業</p> <p>(3) 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1（農地整備に係る運用）運用3（実施計画策定事業）第2の2に掲げる事業又は同要領別紙4-1（農村整備に係る運用）運用1（農村集落基盤再編・整備事業）第1の4に規定する経営体育成促進換地等調整</p>		
	(略)			(略)			
33	(略)			33	(略)		
				34	<p>土地改良施設突発事故復旧事業</p>	<p>土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要領（平成30年3</p>	<p>当該補助事業費の65パーセント以内</p>

34	(略)

別記様式第 1 号 (略)

事業費補助金交付申請書

(略)

備考

1 別表の 3 の項、11 の項から 13 の項まで、16 の項、26 の項から 32 の項まで及び 34 の項の事業は別紙 1 を、1 の項、17 の項及び 21 の項の事業は別紙 2 を、6 の項の事業は別紙 3 を、5 の項、9 の項、18 の項、19 の項、22 の項、23 の項及び 33 の項の事業は別紙 4 を、25 の項の事業は別紙 5 を、15 の項の事業は国の要綱（防衛省）の定める様式を添付すること。

2・3 (略)

別紙 1～5 (略)

		月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知) 第4に掲げる事業内容に係るもの	
35	農地整備・集約協力金交付事業	農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知) 第3の2の(4)に掲げる事業	当該補助事業費の100パーセント以内
36	(略)		

別記様式第 1 号 (略)

事業費補助金交付申請書

(略)

備考

1 別表の 3 の項、11 の項から 13 の項まで、16 の項、26 の項から 32 の項まで、34 の項及び 36 の項の事業は別紙 1 を、1 の項、17 の項及び 21 の項の事業は別紙 2 を、6 の項の事業は別紙 3 を、5 の項、9 の項、18 の項、19 の項、22 の項、23 の項及び 33 の項の事業は別紙 4 を、25 の項の事業は別紙 5 を、35 の項の事業は別紙 6 を、15 の項の事業は国の要綱（防衛省）の定める様式を添付すること。

2・3 (略)

別紙 1～5 (略)

別紙 6 (用紙 日本産業規格 A 4 横型)

事業の内容及び経費の配分  
(農地整備・集約協力金交付事業)

<p>別記様式第3号 (略)</p> <p>事業遂行状況報告書</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 別表の1の項、5の項、6の項、9の項、11の項から13の項まで、15の項から19の項まで、21の項から23の項まで及び25の項から<u>34の項</u>までの事業は別紙を添付すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補助事業に要する(要した)経費</th> <th colspan="2">負担区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>国庫補助金</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地整備・集約協力金交付事業</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別記様式第3号 (略)</p> <p>事業遂行状況報告書</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 別表の1の項、5の項、6の項、9の項、11の項から13の項まで、15の項から19の項まで、21の項から23の項まで及び25の項から<u>36の項</u>までの事業は別紙を添付すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>	区分	補助事業に要する(要した)経費	負担区分		備考	国庫補助金	その他	農地整備・集約協力金交付事業	円	円	円		計				
区分	補助事業に要する(要した)経費			負担区分			備考											
		国庫補助金	その他															
農地整備・集約協力金交付事業	円	円	円															
計																		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

- この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
- この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当する規定及び様式により取り扱ったものとみなす。